ゆあさ

No. 99

令和7年6月定例会

視察報告（大阪・関西万博）

議会の人事

これからのゆあさのために（5議員が一般質問）

おもな審議から

一組報告（有田周辺広域圏事務組合新ごみ処理施設）

議会だより
令和7年8月発行

表紙／七夕まつり(本紙12頁)、大阪・関西万博(本紙２頁)、議場(移設10年を迎えました)

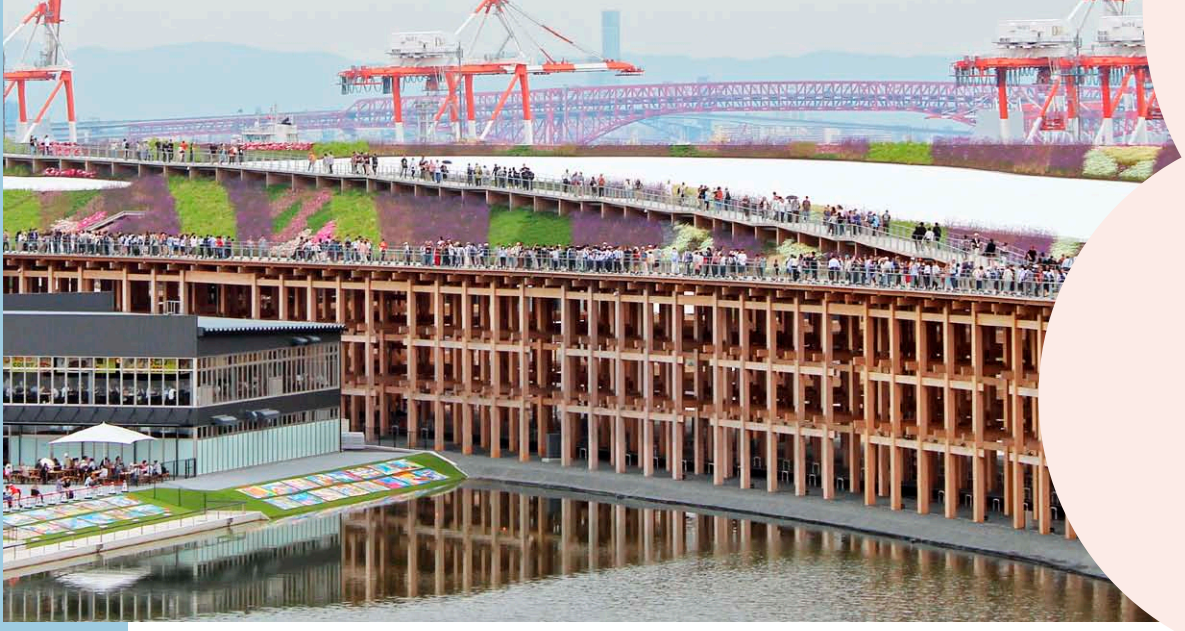

視察報告

大阪・関西万博

5月16日（金）、湯浅町議会・広川町議会の合同で、大阪夢洲の大阪・関西万博を視察しました。

・国産の木材や伝統的な貫（ぬき）接合技術を活用した1周2㎞に及ぶ「**大屋根リング**」

・最先端医療技術の結晶であるiPS心臓をはじめとして、からだ・こころ・いのちの歴史の3つのゾーンから医療・健康分野の未来を提唱する「**PASONA NATUREVERSE（ネイチャーバース）**」

・「いのち輝く関西悠久の歴史と現在」をテーマに和歌山県を含む関西各地の歴史を紐解き、観光、産業、地域振興の取組をPRする「**関西パビリオン**」

等を見学しました。

大阪・関西万博については、世界各国や日本各地からのパビリオンの出展、様々な先端技術の披露、イベントの開催など、世界が一つの「場」に集うものであることから、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会より、全国町村議会議長会等に対し、議員視察活用の案内がありました。

議会の人事　正副議長・各常任委員会・議会運営委員会・派遣議員の決定を行いました

議　長

由良（ゆら）　祥治（しょうじ）

人口減少、物価高騰、南海トラフ巨大地震への備えといった町の諸課題を踏まえ、持続可能なまちづくりに向けて、議会の果たすべき責務を果たしてまいります。

町民の皆様方のご期待、ご信頼にお応えできるよう、誠心誠意努めます。よろしくお願いします。

副議長

三ツ橋（みつはし）　忠男（ただお）

微力ながら、由良議長のもと、町の課題に全力で取り組みます。

また議会の円滑な運営がなされるよう町行政との橋渡しに努め、さらに町民の皆様の声を反映できるよう、充実した議会活動を目指します。

よろしくお願いします。

総務文教まちづくり常任委員会

委員長　松本　光成

副委員長　久澄　顕人

委員　赤井　洋子

委員　板垣　善夫

委員　権　貴大

福祉産業建設人権常任委員会

委員長　石本　一也

副委員長　権　貴大

委員　三ツ橋　忠男

委員　由良　祥治

委員　松本　典久

議会広報編集常任委員会

委員長　久澄　顕人

副委員長　赤井　洋子

委員　三ツ橋　忠男

委員　由良　祥治

委員　権　貴大

議会運営委員会

委員長　赤井　洋子

副委員長　板垣　善夫

委員　久澄　顕人

委員　松本　典久

監査委員

松本　光成

一部事務組合議会派遣議員

複数の市町村が、事務の一部を共同で処理することを目的として設立している**一部事務組合**の議会に議員を派遣しています。

有田郡老人福祉施設事務組合
- 久澄　顕人
- 板垣　善夫
- 権　貴大

有田周辺広域圏事務組合
- 松本　光成
- 石本　一也
- 松本　典久

有田衛生施設事務組合
- 石本　一也
- 三ツ橋　忠男
- 由良　祥治

湯浅広川消防組合
- 松本　光成
- 由良　祥治
- 松本　典久

和歌山県後期高齢者医療広域連合
- 赤井　洋子

一般質問

1

「戦後 80 年のいま 平和行政の推進･発信を」
「山田区の産廃処理 施設計画の状況は」
久澄顕人

2

「福祉・介護サービス 人材の確保を」
「タクシー等交通手段 の整備を」
石本一也

3

「熱中症対策は」
「乳児のいるご家庭 に放課後児童クラブ の活用を」
赤井洋子

4

「少子化対策のため 子育て・教育の さらなる充実を」
松本光成

5

「山林火災、 倒木等から 町民をまもるために」
三ツ橋忠男

11 住み続けられるまちづくりを

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

これからのゆあさのために

6月定例会の 10 日目 、6月 19 日(木)に一般質問を行った５人の質問内容を紹介します。
議員は、町が行う取組内容や問題点に関し、幅広く質問することができます。
これに対し、町は今後の事業の進め方や問題解決のための考え方を答えます。
このやりとりは、町民の代表である議員が町の考え方をチェックし、町民の思いを住民サービスに反映させるという大切な役割を果たします。

久澄（ひさずみ）　顕人（けんと）　議員

戦後80年のいま　平和行政の推進・発信を

山田区の産廃処理施設計画の状況は

一般質問

Q 平和事業の取組と今日における位置づけを問う。

A （政策企画課長）戦争の悲惨さ、平和の尊さを次世代へ引き継ぐことは行政の大切な責務と認識しています。小学校の平和学習、平和首長会議への加盟、昭和60年に非核宣言、終戦日・原爆投下日の町内放送、戦没者追悼式の実施等を行っています。

Q 戦後80年を迎えるにあたり、平和を考える講演会や資料展、映画の上映、広報やホームページで特集を組む等、特別な行事を実施すべきでは。

A （政策企画課長）町のイベント開催時や広報、ホームページ等を活用し、平和への認識を深めていただけるよう努めます。

Q 非核宣言等の平和への取組について町内外へのPR、今後の平和事業の決意を問う。

A （政策企画課長）戦後80年の節目であるので、あらためて平和行政に対する理解と関心を高めてもらうよう啓発に努め、今後も継続していきたいと考えます。

Q 山田区内の産廃処理施設の計画について、最新の動向は。

A （住民生活課長）当該施設の設置許可をするにあたり地元区の合意を得ることを条件とするよう、産廃処理施設の設置の許可に関する意見書を令和7年1月8日付けで県知事に提出しました。また2月13日付けで県から事業者に対して3回目の指導事項が通知されました。

Q 直近1年間の事業者と町の協議状況は。

A （住民生活課長）令和6年11月5日に協議を行い、町として地元の同意を得なければ施設の設置に反対である旨を強く伝えました。事業者は地元への説明を怠らないとのことでした。

Q 産廃処理施設設置に関する紛争予防条例の制定について、検討状況は。

A （町長職務代理者）条例を制定している自治体へ制定理由・強制力等の調査を行い、町の実情に適合するか、適合させるにはどうすればよいか研究しているところです。

Q 全町民に対し、行政が計画を知らせることも考えてはどうか。

A （町長職務代理者）まずは地元の意思を最優先に考えたい。結果がでたら、町民への説明は当然と考えます。

Q 「地元区・町の合意がなければ土地の利用計画は実行しない」旨の覚書（町・地元区・地権者で締結）について、協議状況は。

A （町長職務代理者）事業者との協議の中で内容について再度確認しました。事業者側は対処しなければならない重要課題という認識を持っているものと考えています。

Q 産廃処理施設の設置計画に対し行政が住民側の立場に立ち様々に取り組んでいる自治体を視察しては。

A （町長職務代理者）ご指摘は理解できますので一度考えたいと思います。

石本（いしもと）　一也（かずや）　議員

福祉・介護サービス人材の確保を
タクシー等交通手段の整備を

一般質問

Q

町部落差別解消推進基本計画（本紙12頁）では、人権相談体制、隣保館事業、人権教育や啓発の推進への取組が定められています。隣保館への専門職の配置について、資格を持った方の新たな配置が難しいのであれば、現在いる職員の資格取得支援などの検討は。

また社会の高齢化が進むなか、町では現在のところ介護保険サービスに過不足はないものの、人材については大変不足していると聞きます。介護人材の確保について町の考えは。さらに町の地域福祉の要として、社会福祉事業を担う社会福祉協議会（社協）への支援については。

また、町民の交通手段について。本年2月から一般ドライバーが自家用車に客を乗せる有償運行サービス、日本版ライドシェアが和歌山市で運行開始され、市長も地域交通の維持のため、公共側でアシストする考えを示されました。一年前にも質問しましたが、現状は。

A

（町長職務代理者）隣保館の職員については、担当者を隣保事業士資格取得研修等へ参加させていますが、今後の福祉資格についても、補助制度等を視野に入れ支援できればと考えます。専門職にかかわらず、隣保館の職員にはあらゆる相談、困りごとに対応していけるよう資質向上を図ります。

介護サービス人材については、少子高齢化社会のなか、町としても介護保険の持続可能な運営に取り組むべきと認識しています。国や県から、介護職員の処遇改善、資格取得の補助制度といった対策がありますが、町もそれらの取組や制度の周知を図り、また研究に努めます。社協については、社会福祉法に基づき設置され、町から活動補助金を交付しています。高齢化社会のなかで地域福祉に果たす役割はますます重要となりますので、協力体制の一層の強化、地域福祉活動への支援を検討していきたいと考えます。

（政策企画課長）湯浅駅で運行するタクシー会社が一社のみとなり、交通弱者や観光客の方々への不便の解消のため、県や事業者への相談、アンケートを実施してきました。事業者からは、運転手の高齢化や担い手不足と、タクシー業界の厳しさから、厳しい経営課題を伺っています。

乗り合いタクシーや日本版ライドシェアの提案を受けたいところですが、参入には厳しい現状です。

必要な曜日や時間帯の優先順位に沿ったタクシーの誘致、乗り合いタクシーなど引き続き検討します。制度の運用、許可基準の動向を見つつ、近隣町とも協力し、対応を進めたいと考えます。

回答を受けて

介護保険には、厳しい状況が報道されており、人員の補強をお願いします。社協については、新しく進めている事業もあるので、町がしっかりと支援を。タクシーについては個人タクシー、ライドシェア等あらゆる方法の活用に向けた努力、また県や国への要望を。

さらに、障がい者差別や部落差別の解消のため、町条例の一層の啓発をお願いします。

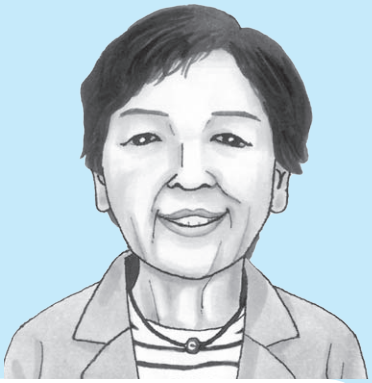

赤井（あかい）　洋子（ようこ）　議員

熱中症対策は
乳児のいるご家庭に
放課後児童クラブの活用を

一般質問

Q　3月定例会で一般質問したクーリングシェルターを設置いただきましたが、あくまで一時的な避難場所です。

昨今の異常な夏の暑さでは、各家庭にエアコンの設備は必須です。

しかしながら、経済的に困窮するご家庭や、古いエアコンで電気代が高くなっている方々にとって、物価上昇の折、買い替えに躊躇（ちゅうちょ）することも多いでしょう。

本年5月に、政府から重点支援地方交付金の追加が発表されました。交付金推奨メニューには、省エネ家電への買い替え促進による生活者支援が含まれ、他の自治体でも、省エネ家電への買い替えの補助を実施しています。

別の自治体では、この交付金を活用し、75歳以上の高齢者のいるご家庭に電気代の補助を決めています。

高齢者だけでなく障がいのある方のいる家庭、また一人親家庭にも対象を拡大し、命を守るために有効なエアコンを安心して使ってもらうための取組を講じていただきたいが、町の考えは。

A　（健康推進課長）昨今の猛暑は、町民の健康と生活に大きな影響を及ぼしており、日常生活で熱中症を防ぐためには、各家庭での適切な室温管理、特にエアコンの使用が重要です。

経済的に厳しい状況のご家庭にとって、省エネ家電への買い替え、電気代の負担は深刻な課題と考えます。

省エネ家電への買い替え促進等、他市町村の取組事例や地域のニーズを参考にしながら、エアコン設置補助や電気代支援の可能性について、関係部署で研究を進めてまいります。

Q　小学生を対象に受け入れる放課後児童クラブは働く保護者にとってはなくてはならない事業です。

児童クラブへの入所要件として、保護者が働いていること、また疾病や介護等に携わっている場合などが認められます。

しかしながら、赤ちゃんが産まれ、保護者が育児休暇で家にいると、上の子供を児童クラブに預けられなくなります。

このような場合、小学生の子供は放課後どうしても家にいることが多くなりがちで保護者の負担も大きくなります。

町の児童クラブではどのように対応されていますか。

A　（教育次長）放課後児童クラブは、児童福祉法に基づき、昼間保護者が就労等で不在となる小学生が対象です。

しかしながら、保護者が病気や介護等の理由で、昼間家庭で養育できない場合等は受入れの対象としています。育児休暇中については、産前産後8週の期間を受入れ対象としていますが、その後の育児休業期間は現在、受入れ対象としていません。

Q　昨今は核家族が多く、家に祖父母等がいません。他に頼れる人がいないなか、保護者の負担は大きくなります。

小学生の子供を外で遊ばせようとしても、赤ちゃんを連れては、大変不安です。

ご家庭により事情も異なりますが、安心して子育てできる環境のもと、保護者の負担を軽くするためにも、児童クラブへの入所条件を柔軟に考えていただけるようにお願いします。

A　（教育次長）低学年のきょうだいが居る場合など、産後8週間を過ぎた乳児期の育児においても大変な状況が続きます。柔軟な対応を考えていくとともに、引き続き、受入れ体制の充実を図りたいと考えます。

まつもと　こうせい
松本　光成　議員

少子化対策のため、子育て・教育のさらなる充実を

一般質問

Q 少子化対策は待ったなしであり、様々な取組を進めていることは理解していますが、なかなか歯止めがかからない状況が続いています。

昨年、若者や移住者に向けた定住促進を図るための施策として、町営住宅を利活用してはと提案しましたが進捗状況は。

また、住宅施策について、民間企業の力を活用し、良質で快適な子育てができる賃貸住宅の誘致についての進捗状況は。

さらに、昨年湯浅小学校のプールが使用できなくなったことへの取組状況は。

A （政策企画課長）集合住宅だけでなく、世代を超えて湯浅町に住み続けてもらうことを視野に、一戸建ての子育て支援住宅も併せて検討し、まちづくりを推進します。

（産業建設課長）２０４０年の公営住宅の入居可能数が想定される必要戸数を上回るため、用途廃止に伴う建て替え予定はありませんが、新たな住宅施策について研究をしています。

（教育次長）今年度、プールと老朽化した町民体育館を合わせての調査業務予算を計上し取り組んでいます。結果をもとに迅速に事業を進めます。

Q 町内小学校5校の一学年の生徒数は、近い将来40人前後になると思われますが、教育長・副町長の考えは。

A （教育長）小学校は、地域とともにある学校として、地域文化の醸成やコミュニティの活性化を図るため重要な役割を果たしていると考えます。

ただし、今後、「欠学年」が2つ以上出た場合には、教頭、養護教諭、学校事務の配置がなくなるため、学校としての機能が成立しにくくなります。

その際は、統廃合について検討せざるを得ないと考えます。

地域の実情を把握し、教育委員会としてしっかり議論をします。

（町長職務代理者）地域住民や保護者の声をしっかり聴くことはもちろん、何よりも子どもたちの学びの質の保障や通学問題など、安心して学校に通えるための条件整備等を念頭におき、教育委員会とともに慎重に進めます。

Q 今後、義務教育に係る費用は全て行政が負担すべきであり、子ども1人にかかる教育費は、制服や修学旅行などを含め、大学へ行くまで1，000万円以上といわれます。

国が率先して負担すべきですが、町でもできることがあるのでは。

A （町長職務代理者）授業に関連し、費用負担の大きい修学旅行などは、事業の対象として考えています。

Q ふるさと納税が好調で、黒字が続いていますので、若い子育て世代にもっと使うべきでは。

A （町長職務代理者）まずは授業に関連する費用について、一定の軽減を図れたと判断したら、次の段階として制服も考えております。

Q 子どもにお金をかける事は誰も反対しないと思うが、修学旅行や制服の費用等は早急に負担すべきでは。

A （町長職務代理者）実施の方向に向けて検討します。

一般質問

山林火災、倒木等から町民をまもるために

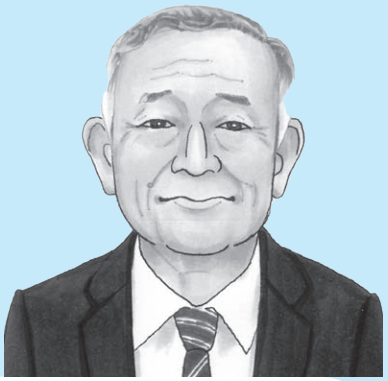

三ツ橋忠男（みつはしただお）　議員

Q 本年2月、岩手県大船渡市で大規模な森林火災が発生。3月には愛媛県、岡山県においても起こりました。

山に囲まれた湯浅町にとっても決して他人事ではない災害と感じます。60数年前に山田地区で発生した森林火災を思い出しました。当時高校生であった私は、数百人に及ぶ消火活動にきてくれた皆さんに、炊き出しなどをお手伝いした記憶があります。

町の近年の山林火災の記録、考え方、訓練や啓発活動についてお伺いします。

A （総務課長）近年、山林火災は発生しておりません。火災の多くは、たき火や野焼き、たばこの投げ捨てなど人為的な原因で発生しています。

訓練については、昨年度、湯浅城公園にて消防組合、消防団とともに県の防災ヘリコプターも参加し連携訓練を実施しました。

また火災予防の周知にも努めてきました。

Q 日頃の訓練や、啓発などの状況をお聞きし、一町民として頼もしい限りです。

しかしながら、本町は山林と住宅の距離も近く、耕作放棄地の問題もあるかと思います。山林の災害を未然に防ぐためには、山林の適正な管理が絶対に必要になると考えられます。山林の所有者が管理するべきことでありますが、高齢化も進み、自分達だけではどうにも太刀打ちできない状況になっているのではないでしょうか。

そこで空家の除却補助金のように、管理伐採に係る費用の補助などをつくっていただけないかと考えますが、町の考えは。

A （産業建設課長）森林の管理は本来、所有者が伐採、造林、保育を実施し適正な管理をすることが義務付けられているため、所有者への啓発が必要です。本町では、人工林については保全整備のため、森林環境譲与税を活用し間伐の補助事業を実施しています。

ご提案の、適正な管理ができていない住宅付近の山林への伐採について、現在のところ、本町では支援はありません。他の市町の状況を調べてみると、森林環境譲与税を活用し、危険木伐採の補助事業を実施している事例があります。

本町においても、補助事業の実施に関し、森林所有者の管理義務との関係も考えながら、慎重に検討していきたいと考えます。

▲県防災ヘリ等との連携訓練（湯浅広川消防組合HP）

回答を受けて

山林の多くは、所有者の高齢化により維持管理に苦慮している等の理由で手入れが行き届かず放置されています。所有者へ維持管理をお願いしたとしても、なかなか解決しない問題であると思います。

他の市町の現状を調べていただき、樹木除去の対策についてご検討をお願いします。

令和７年６月 定例会

おもな審議から

令和７年６月定例会は６月 10 日（火）から６月 20 日（金）まで 11 日間行いました。

提出された計 14 件の案件のほか、湯浅町からの報告事項を受け、慎重に審議し、すべて原案のとおり可決・承認しました。

その中から、３つを紹介します。

（審議結果は本紙 14 頁）

1

議案第 32 号　令和７年度一般会計補正予算（第２号）

防災行政無線戸別受信機・定額減税調整給付金・旧法務局湯浅出張所跡地購入など

補正予算１億 3,288 万９千円を追加

定額減税調整給付金にかかる所得減や扶養親族の増に対応する不足額給付、12 月末に防災ラジオで防災行政無線の放送が受信できなくなるため、新たな情報伝達手段としての戸別受信機購入、湯浅スポーツセンター近くの旧法務局跡地購入費等を含んだ予算となりました。

歳入のおもな補正

- 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金　**4,300 万円**
- 緊急防災・減災事業債　**6,900 万円**

歳出のおもな補正

- 旧法務局湯浅出張所跡地購入　**379 万円**
- 定額減税調整給付金（不足額給付）　**4,000 万円**
- 戸別受信機購入　**6,908 万円**

議員の質問・町の回答

Q 戸別受信機の周知にあたりホームページや広報紙のほか高齢者、障がいのある方への配慮は。

A 福祉課や人権推進課の各事業と連携し、また選挙の期日前投票も周知の場としたいと考えます。

Q 故障対応については。

A 想定される故障原因等を整理し、対応を検討していきます。

Q 旧法務局跡地購入について、近隣の道路の拡幅等までにはどのくらいかかるか。

A 町で購入できるようであれば、早くて９月議会には財産の取得議案の提案に進めたいと考えます。

諮問第１号　人権擁護委員候補者推薦につき意見を求める件

2　１月からの人権擁護委員に 弓場　守 氏 を推薦

議案等の概要

人権擁護委員とは、湯浅町長の推薦をうけ、法務大臣から任じられた方々です。法務局と連携し、人権相談、人権侵害の被害者救済、啓発活動などに取り組まれています。

本年 12 月 31 日をもって**星山　俊二**（ほしやま　しゅんじ）氏が任期満了となるため、新たに**弓場　守**（ゆば　まもる・写真）氏を推薦することについて提案されました。

議会は全員一致で「適任」と答申することに決定しました。

湯浅町では、ほかに次の４名の委員が委嘱されています。

- **中尾　一平**（なかお　かずひら）氏
- **平林　園子**（ひらばやし　そのこ）氏
- **宮井　義和**（みやい　よしかず）氏
- **武内　ひとみ**（たけうち　ひとみ）氏

議案第 31 号　財産の取得について

3　小中学校にタブレット端末 890 台を購入

議案等の概要

文科省のＧＩＧＡスクール構想に基づき、小中学校の授業で活用するための**タブレット端末**の購入について、議会の議決を求められました。

- 契約金額　4,885 万 2,100 円
- 契 約 先　和歌山電工・日本電通コンソーシアム

町条例の定めにより、予定価格 1,500 万円以上の動産の買入れについては、議会の議決が必要です。

議員の質問・町の回答

Q　入札でなく随意契約とした理由は。

A　性質、目的が入札に適さないためです。県内市町村教育委員会が参加した協議会で実施した競争入札と同額による、他の自治体との共同調達です。

国の補助金申請に必要な条件とされ、町負担が最も小さい方法です。

要望　一定金額以上の随意契約について、理由一覧を公表している自治体もある。透明性を高めるため、今後の検討を。

総務文教まちづくり常任委員会

“七夕まつり”7/7（月）
“湯浅まつり”9/27（土）

ことしのイベント予定等について報告がありました。

ふるさと振興課

福祉産業建設人権常任委員会

“栖原海岸の清掃”6/28（土）

例年の栖原海岸清掃予定の報告があり、ことしも議員一同参加しました。多くの参加者とともにきれいな砂浜や海岸をまもるため、懸命に作業に取り組みました。

産業建設課

福祉産業建設人権常任委員会

“第３期障がい者基本計画”を策定

障がいの有無にかかわらず、身近な地域での社会参加と自立した生活ができる社会の実現にむけ、令和７年度からの９年間の取組を定めた計画を策定したことについて、報告がありました。

▲ 計画

議員からは、障がいのある当事者の状況把握や役場庁舎内のバリアフリー整備、対応状況等について質問がありました。

町では平成 31 年から、障がいを理由とする差別をなくす条例を施行しています。

福祉課

福祉産業建設人権常任委員会

“部落差別解消推進基本計画”を策定

部落差別（同和問題）は、日本社会の歴史のなかで形づくられた身分制度を発端とし、一部の人たちが特定の地域の出身であることや、居住していたこと等から、日常生活や就職、結婚などに際して、いやな思いをさせられたり不当な扱いを受けたりする問題です。

▲ 計画

令和元年 10 月施行の町条例に基づき、令和７年度からの５年間の取組を定めた計画を策定したことについて、報告がありました。

人権推進課

一組報告

一部事務組合議会への派遣議員から、派遣先の議会について報告するものです

【有田周辺広域圏事務組合】

新ごみ処理施設建設事業からの離脱を町長に要望

ごみ処理について、廃棄物処理法では、市町村は一般廃棄物処理の統括的な責任を有するものとされています。湯浅町では、平成14年に固形燃料（RDF）化施設を設置したものの、平成18年5月から施設を稼働できない状態が続き、現在は民間事業者にごみ処理を委託しています。

有田市、湯浅町、広川町、有田川町の1市3町で構成する、有田周辺広域圏事務組合（以下、広域）では平成22年から新ごみ処理施設建設に向けた検討を進めてきました。（広川町は平成28年に離脱）

このことについて、6月10日、湯浅町議会は全員協議会を開き、前日の広域議会で話し合われた新ごみ処理施設の建設用地取得等のための予算案の議事に懸念があることを議員全員で共有し、湯浅町長に当事業から離脱を求めることに合意しました。

▲新ごみ処理施設事業概要（有田周辺広域圏事務組合）

同月13日、要望書（下記）を全議員の連名で湯浅町長に提出しました。

なお、同月30日、構成市町の首長らによる広域管理者会において、湯浅町の当事業からの離脱申入れは受理されました。

有田周辺広域圏事務組合 新ごみ処理施設に係る広域処理枠組みからの離脱を求める要望書（概略）

令和7年2月、有田市、湯浅町、広川町、有田川町の1市3町で構成する広域議会定例会において、新ごみ処理施設（以下、「施設」）の建設計画に向けた、有田市須谷地区の用地を取得するため等の予算案が否決されました。

当予算案は、委託料、用地費、補償費で約5億5千万円という大きな金額であるにも関わらず、現地視察が行われないまま提案される等、議会の判断材料が不足した状態において審議にはかられ、やむなく否決に至ったものです。

そのような経緯にも関わらず、6月9日の第2回臨時会にて、広域執行部による充分な説明もないまま、再度、同一予算案が提案され、一部議員の退席のうえで採決が行われました。

当日は派遣議員以外の湯浅町議会議員も傍聴しましたが、この事態に強い疑念を覚えます。

とりわけ憂慮するのは、地権者への配慮です。

用地取得に先立ち、地権者からの内諾が得られているのかを再三に渡り問いかけたにも関わらず、広域執行部においては、内諾を得られていないだけでなく、反対している地権者への説明にも赴いておらず、内諾を得るための取組さえ充分に示されているとはいえません。

さらには追加予算がどれだけかかるか分からないといった主旨の答弁さえありました。

この状況では、当該予算を執行したところで、事業が円滑に進まないばかりか、追加予算や地権者との紛争、事業の停滞、長期化、さらには計画そのものの見直しが必要になることも想定されます。

よって、湯浅町議会議員一同は、広域施設の枠組みからの湯浅町の離脱を求めるものです。

6月定例会賛否表

議案等について採決した結果と議員ごとの賛否です

○は賛成、●反対、ーは退席

審議結果	議案名等／概要	赤井洋子	久澄顕人	松本光成	石本一也	板垣善夫	三ツ橋忠男	由良祥治	権貴大	松本典久
承認	専決処分の承認を求める件［税条例の一部改正］ ／国の地方税法等改正にともなう、原付１種の新区分基準追加、特定扶養控除の見直し等への対応	○	○	○	○	○	○	議長は採決に加わらない	○	○
承認	専決処分の承認を求める件［都市計画税条例の一部改正］ ／国の地方税法等改正にともなう条文の整理	○	○	○	○	○	○		○	○
承認	専決処分の承認を求める件［国民健康保険税条例の一部改正］ ／課税上限額の引き上げ・軽減対象の拡大	○	●	○	○	○	○		○	○
承認	専決処分の承認を求める件［令和６年度一般会計補正予算（第９号）］ ／令和６年度実績見込みをふまえた補正予算	○	○	○	○	○	○		○	○
承認	専決処分の承認を求める件［令和６年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）］ ／令和６年度実績見込みをふまえた補正予算	○	○	○	○	○	○		○	○
承認	専決処分の承認を求める件［令和６年度駐車場事業特別会計補正予算（第１号）］ ／令和６年度実績見込みをふまえた補正予算	○	○	○	○	○	○		○	○
承認	専決処分の承認を求める件［令和６年度介護保険事業特別会計補正予算（第４号）］ ／令和６年度実績見込みをふまえた補正予算	○	○	○	○	○	○		○	○
承認	専決処分の承認を求める件［令和７年度一般会計補正予算（第１号）］ ／６月１日執行された県知事選挙のための予算	○	○	○	○	○	○		○	○
適任	人権擁護委員候補者推薦につき意見を求める件　／本紙 11 頁	○	○	○	○	○	○		○	○
同意	監査委員の選任同意　／町の財務や事務の執行をチェックする監査委員について、任期満了にともなう再任【西原　良一　氏】	○	○	○	○	○	○		○	○
可決	水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正 ／生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律施行にともなう改正（布設工事監督者の資格要件の変更など）	○	○	○	○	○	○		○	○
可決	工事請負変更契約の締結／町道湯浅 126 号線外道路改良工事（張出歩道）の工事契約を変更	○	○	○	○	○	○		○	○
可決	財産の取得　／本紙 11 頁	○	○	○	○	○	○		○	○
可決	令和７年度湯浅町一般会計補正予算（第２号）　／本紙 10 頁	○	○	○	○	○	○		○	○

＼議会を傍聴しませんか／

本会議の傍聴はどなたでも可能です
定例会・一般質問の日程は町ホームページ、
防災無線放送、公式 LINE・アプリ等でご案内しています

よろしければ
本紙アンケートに
ご協力をお願いします。

編集後記

暑中お見舞い申し上げます。

6月10日に議長、副議長の改選がありました（本紙３頁）。後期高齢者コンビで誠心誠意努めますので、よろしくお願いします。

また、7月20日には第27回参議院議員通常選挙が実施されました。皆様の大切な一票、あなたの強い意志が候補者に届いた結果となったでしょうか？

選挙に行けなかった皆様は、次回の選挙の機会には、ぜひご投票くださいますようお願いします。

『投票は・未来を動かす・エネルギー』

（由良　祥治）

議会広報編集常任委員会

委員長　久澄　顕人
副委員長　赤井　洋子
委員　三ツ橋忠男
委員　由良　祥治
委員　権　貴大

発行　和歌山県湯浅町議会　　編集　議会広報編集常任委員会
住所／〒643-0002有田郡湯浅町大字青木668-1 TEL 0737-64-1118 FAX 0737-62-4450
URL／https://www.town.yuasa.wakayama.jp/　e-mail／gikai@town.yuasa.lg.jp